

* * * * *
*
* 担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第13号） *
*
* * * * *

< 第13号の主な話題 >

ホームページ『品目横断的経営安定対策関係Q & A』を更新！

所得特例のための農業所得を証明する資料と確定申告の取扱いについて

関係機関の連携により担い手育成・確保の取組を推進！～胆振支庁管内～

（北海道庁発）

転作組織を母体に、管内全域で特定農業団体の結成に挑む！

～宮城県「Aいしのまき」～（東北農政局発）

ラジオ放送「近畿農政局だより」、品目横断的経営安定対策等を説明します！

< 放送エリア外の方もHPで聴くことができます。 > （近畿農政局発）

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要

< 優良集落営農 >

< 品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー >

ホームページ『品目横断的経営安定対策関係Q & A』を更新！

皆様からいただいたご質問を踏まえ、担い手ホームページの「品目横断的経営安定対策関係Q & A」を更新しましたので、御覧ください。

ここでは、新たに追加・更新したQ & Aの一部をご紹介します。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

【集落営農関係】

Q 1：パンフレットに「共同で営農を行う実態が存在しないものは認められない」とありますが、経理の一元化とは、具体的にどのようなことをしなければならないのですか。

A 1：「共同で営農を行う」という対応には、すべての作業を一緒に行うものや、機械の共同利用を行うものなどいろいろありますが、少なくとも、各構成員の話し合い（規約）の下で営農が行われ、農産物の販売名義が集落営農組織になっていることが必要です。

「パンフレットで「収入を個人に100%分配するようなものは認められない」
「としているのは、共同で営農を行う実態があれば、それに伴う総務・管理等」
「の共同の費用が必ず生じるためです。」

Q 2：経理の一元化は、将来実施すればよいことにすべきではありませんか。

A 2：「経理の一元化」については、いろいろな形がありますが、農産物の販売名義を集落営農組織とすることに伴い、少なくとも組織化のスタート時において、集落営農組織（代表者）名義の口座を設け、農産物の販売収入をその口座に入金する形になっていることが必要です。

なお、このような集落営農組織名義の口座がないと、新たな対策の交付金の振込みはできません。

Q 3 : 個人が所有している農業機械の処分等、集落営農の組織化に対する支援策はありませんか。

A 3 : 18年度予算において、農業用機械の整理合理化計画の策定、農業用機械の査定・処分、中古農業機械の買上げリース等の支援を行うこととしています。

また、農林漁業金融公庫資金（経営体育成強化資金）等の貸付対象者に、一定の要件を満たす集落営農を追加するなど、資金調達への支援も行うこととしています。

（参考）「集落営農育成・確保支援対策」（通称：ハツラツ！パンフ）

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/p_haturatu.pdf

所得特例のための農業所得を証明する資料と確定申告の取扱いについて

農業所得のある農業者の方は確定申告をする必要がありますが、所得特例について確定申告との関連で多くの質問が寄せられていますので、特徴的な事例についてご紹介します。

なお、農業所得を証明する公的な書類として確定申告書を使用する場合は、確定申告の手続きを適切に行い、確定申告書の控え（申告書B＋青色申告決算書又は白色申告収支内訳書）を保管しておく必要がありますので、御注意願います。

【農業所得を証明する書類について】

Q 1 : 所得特例のためにはどのような資料が必要ですか？

A 1 : 農業所得が証明できる公的な書類としては、税務署の受付印のある確定申告書（申告書B）の控えの写し（農業所得の内訳を証明する資料として青色申告決算書又は白色申告収支内訳書を添付）を基本としています。

なお、受付印は、申告書提出時に請求すれば、申告書Bの控えに押印してもらえます。

Q 2 : 白色申告の書類ではだめですか？

A 2 : 白色申告でも構いません。

Q 3 : 自分の町では白色申告の場合、収支計算ではなく農業所得標準（10a当たりの目安額）により申告することが認められていますが、これにより算出された農業所得でもいいですか？

A 3 : 構いません。

Q 4 : 郵送により確定申告を行う場合はどうすればいいですか？

A 4 : 税務署に郵送で提出する際に返信用封筒を同封して控えに押印して返送してもらう方法もありますので、最寄りの税務署にご相談願います。

Q 5 : 税務署の受付印は必ずないといけないのですか？

A 5 : 税務署の受付印があれば、申告書B（控え）の写しを所得額（農業所得）を証明する公的な資料と見なしますので簡単です。

また、電子申告の場合、農協等でとりまとめて提出したので申告窓口で受付印をもらえない場合、申告手続の際に受付印の押印をもらわなかった場合など、受付印がない場合は納税証明書と組み合わせて証明することができます。（農業所得の内訳については青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）＜白色申告＞により確認します。）

Q 6 : 確定申告書(控え) 以外ではどのような資料が使えますか？

A 6 : 税務署が発行する納税証明書や市町村役場が発行する所得証明書、課税証明書など、所得金額が記載された公的証明書を利用して所得金額を証明することができます。農業以外からの所得との整理については、所得証明書等の所得総額から、源泉徴収票等によって確認できる農外所得を差し引いて、帳簿上の農業所得と照合することで確認が可能です。また、作物別の収入や専従者給与などの農業所得の内訳については、帳簿をもとにして整理することでも構いません。
なお、所得証明書等の発行には手数料が必要です。

【農業所得の考え方について】

Q 7 : 農業所得に専従者給与を含めることができますか？

A 7 : 市町村構想の所得目標が経営体全体のものであれば、農業所得に専従者給与を含めることができます。

Q 8 : 農業所得に産地づくり交付金を含めることができますか？

A 8 : 市町村構想の所得目標が産地づくり交付金を含むものであれば、農業所得に産地づくり交付金を含めることができます。

Q 9 : 青色申告をしている場合に控除することが認められている青色申告特別控除や純損失の繰越控除などを農業所得に含めることができますか？

A 9 : 青色申告特別控除や純損失の繰越控除については、あくまでも青色申告の税制上の特典に過ぎないので、これらの控除を農業所得に含めることができます。

農林水産省ホームページのQ & Aコーナー

・『品目横断的経営安定対策関係Q & A』(2月22日更新)

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

・『集落営農・特定農業団体に関するQ & A』(2月9日新着)

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei_qa.html

< 地域の話題等 >

関係機関の連携により、担い手育成・確保の取組を推進！～胆振支庁管内～

(北海道庁発)

17年12月末現在の認定農業者数は、対象となる畑作4品目の作付が多い十勝・網走支庁管内や、稲作・畑作・野菜の複合地帯である胆振支庁管内では、認定農業者制度を積極的に推進した結果、認定数が大きく伸びているところです。

このうち、胆振支庁では、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に伴い、今後の農政が大きく転換されることを踏まえ、

農務課内全体で地域農業の担い手をどのように育成・確保し、認定農業者へ誘導していくかについて検討を行った上で、

管内の農業構造の将来の姿や、品目横断的政策経営安定対策の対象作物の生産に与える影響度などを市町村に具体的な数値で示し、

市町村・農業委員会・農協等関係機関の職員との意見交換を何回も行い、関係職員が共通の理解を持って、

効果的な地元段階における説明会の開催や農業者個人との面談活動を実施することによって、
認定農業者の確保につなげています。

今後は、他の支庁においても、このような関係機関との連携強化や情報の共有化による担い手育成・確保の積極的な取組を推進していくこととしています。

・北海道庁農業経営課ホームページ

→ <http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-nkzai/keiei/top5>

転作組織を母体に、管内全域で特定農業団体の結成に挑む！

～宮城県ＪＡいしのまき～（東北農政局発）

ＪＡいしのまきは、新石巻市（旧１市６町）、東松島市（旧２町）と女川町にまたがる広域農協です。同ＪＡ管内は、米の生産調整に地域や町をあげて、ブロックローテーションによる集団的対応を行ってきた地域であり、地域を基礎とした転作組織等が７４設立されています。現在、それらの組織の構成員の合計は５５１人、作業面積は２,２３２ha（麦７５４ha、大豆１,４８１ha、その他９７ha）に及んでいます。

同ＪＡでは、今回の品目横断的経営安定対策の導入等の農政改革に対応するためには、この転作組織等を母体とした生産の組織化が急務であるとの認識に立ち、１２月～２月初旬の間に農政事務所等の関係機関と連携して、同ＪＡ管内の１７２の会場で農業者との座談会を開催しました。このような取組を進める中で、旧桃生町管内で、全町域を対象としてブロックローテーションを行ってきた転作組織を母体とした、全町域を範囲とする生産組織の設立を目指すこととなり、農業者、関係機関、学識経験者による検討が行われています。

また、２月７日には、同ＪＡ管内の転作組織等のリーダーに対する研修会が開催され、現在、交付されている麦・大豆の交付金額を示し、品目横断的経営安定対策や新たな産地づくり交付金制度への適切な対応が、地域の農業を継続していく上で必要であることを訴えるとともに、米も含めた組織での生産・一元経理など、転作組織等が品目横断的経営安定対策に対応するための具体的方策が示されました。

同ＪＡ管内での集落説明会は既に全域で一巡しており、現在、地域の組織化への合意形成に向けた第２段階の集落説明会を実施中であり、活躍の期待される地域リーダーに対して一段の奮起を促しています。

・問い合わせ先：ＪＡいしのまき営農経済部 TEL：０２２５－２２－１１８０

ラジオ放送「近畿農政局だより」、品目横断的経営安定対策等を説明します！

＜放送エリア外の方もＨＰで聴くことができます。＞（近畿農政局発）

近畿農政局では、３月から６回にわたって、『経営所得安定対策等大綱』のポイントをラジオ放送「近畿農政局だより」（民放ＡＭ３局（ＫＢＳ京都１１４３kHz、ラジオ関西５５８kHz、和歌山放送１４３１kHz））で放送します。

特に関心の高い品目横断的経営安定対策については、放送を２回に分け、対策のポイント、支援の内容や対象となる者について、わかりやすく説明します。

また、放送エリア外の方でも、放送終了後、近畿農政局ホームページで聴くことができます。是非、お聴きください！。

近畿農政局では、こうした広報活動を通じて、広く一般に向けて情報発信を行い、更なる担い手の育成・確保につなげていきたいと考えています。

放送日時と各回の放送内容については、下記のURLをご覧ください。

（放送局により、放送日、放送時間が異なります。）

・近畿農政局ホームページ「近畿農政局だより」コーナー

→ <http://www.kinki.maff.go.jp/introduction/soumu/suisin/17radio/radioindex.htm>

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要（敬称略）

< 優良集落営農 >

○秋田県横手市 越前営農生産組合（えちぜんえいのうせいさんくみあい）

ほ場整備を機に「集落の農地は集落で守る」を理念として平成9年に設立。集落内農地の92%（71.5ha、員外の1ha除く）を集積、稲作・大豆作機械の所有と利用の共同化、集落内外の部分作業受託に取り組む。認定農業者6名を含む正構成員（21名）がオペレーターを担い農機具の償還責任を持ち、他の11名は準構成員として作業を委託、認定農業者は野菜等の生産も行い複合経営を確立する。先進事例として周辺集落への波及効果も大きく、生産集団が設立されている。

○千葉県神崎町 立野ファミリー協業組合（たちのファミリーきょうぎょうくみあい）

総兼業化集落のため将来の安定した営農にむけて集落で話し合い、平成5年に完全協業による組合を設立。集落内農地の64.8%（16.4ha）を集積し、専兼業農家を問わず7名でオペレーターを担い、機械の所有と利用を共同化、規約を設けて組合として出荷販売する。集落での行事や沿道の草刈り、排水路掃除などでコミュニティの醸成につなげている。県内外からの視察も多く、話し合いを基本とした集落営農の模範である。

○滋賀県安土町 グリーンファーム21

集落の2つの営農組合が統合して平成15年に設立、翌年に特定農業団体に認定される。集落79戸のうち72戸が参加、集落内農地の82%（57ha）を集積し、入り作の担い手との耕地交換でエリアを区分。コメ11品種を水系毎に団地化して機械の効率化や的確防除を進め、畜産農家との連携など良質で安全な生産により販売を強化。また、学童農園など消費者交流と食育の実践などに取り組む。人材の適正配置と複式簿記を活用した経営管理により高い収益性を実現している。

○島根県出雲市 新田後営農組合（しんでんうしろ えいのうくみあい）

機械の共同利用を目的に平成10年に設立。協業経営への移行により平成16年に県下初の特定農業団体となる。集落25戸のうち22戸が参加、集落内農地の81%（29.9ha）を集積し、コメと小麦、大豆をローテーション栽培。30～50歳がオペレーターを担い、20代や高齢者による作業分担と女性の参画も進める。夏祭りなどの行事や韓国との国際交流、献血活動を実施して文化・福祉など総合的な活動も行っている。

○大分県中津市 小袋営農組合（おぶくろ えいのうくみあい）

農作業受託組織として平成9年に設立。集落54戸のうち44戸が参加、集落内農地の75%（41ha）を集積。コメは3年1巡のローテーション栽培、麦と大豆は適期の作業管理により収量・品質ともに県下トップクラスであり、3作目の作付けで耕地利用率183%となっている。2名の専従オペレーターをはじめ兼業農家や女性の出役も多い。消費者300人余りが参加する交流会の開催などの集落活性化に向けた取り組みは、周辺地域や県内外へ大きく波及している。

優良担い手表彰の大臣賞・経営局長賞受賞者の方々の経営概要については、当メルマガの第7号～今号において、各部門毎に紹介しています。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

< 編集後記 >

今号の北海道、宮城県における取組にもありますように、担い手の育成・確保、新たな対策の導入を進めていく上では、行政・関係団体等と現場段階、生産者の方々が、対策の内容やその必要性等について共通の認識を持つことが必要です。

現在、当メルマガの登録読者数の内訳については、行政・関係団体の方が約半数を占め、生産者の方は1割弱という状況です。読者の皆様からも、是非、生産者の方に限りませんが、周囲の方に当メルマガを紹介していただき、取組の推進に活用していただければと思っております。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日 ：随時発行（週1回程度）
発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>